

新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県社会福祉協議会活動費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（以下「規則」という。）第<u>24</u>条の規定に基づき、高知県社会福祉協議会活動費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、社会福祉を推進するため、<u>社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「補助事業者」という。）</u>が行う、<u>第1号及び第2号に掲げる事業</u>に関する経費に対して予算の範囲内で補助する。</p> <p>(1) 社会福祉協議会活動推進事業 (2) 福祉施設経営指導事業</p> <p>(補助率及び補助額の範囲)</p> <p>第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助率及び補助額は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>(補助金等交付申請書の様式)</p> <p>第4条 規則第3条第1項の<u>補助金等交付申請書の様式</u>は、別記第1号様式によるものとする。</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) <u>補助事業の内容の変更及び補助事業に要する別表第1の第2欄に掲げる経費間の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10パーセント以内の変更を除く。)</u>をする場合又は事業を中止し、<u>若しくは廃止する場合は、事前に別記第2号様式により知事の承認を受けなければならないこと。</u></p> <p>(2) <u>補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。</u></p> <p>(3) <u>補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないでこの補助</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県社会福祉協議会活動費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、高知県補助金交付規則（以下、「規則」という。）第<u>20</u>条の規定に基づき、高知県社会福祉協議会活動費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、社会福祉を推進するため、高知県社会福祉協議会が行う、<u>次の(1)の事業及び平成2年7月31日厚生省社会局長通知の別添「福祉施設経営指導事業実施要項」に基づき(2)の事業</u>に関する経費に対して予算の範囲内で補助する。</p> <p>(1) 社会福祉協議会活動推進費 (2) 福祉施設経営指導事業</p> <p>(補助率及び補助額の範囲)</p> <p>第3条 前条に規定する補助対象事業の補助率及び補助額は、別表のとおりとする。</p> <p>(申請)</p> <p>第4条 規則第3条第1項に<u>規定する</u>申請書の様式は、別記第1号様式によるものとする。</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 事業の内容の変更及び事業に要する別表第2欄に掲げる経費間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の<u>1.0%</u>以内の変更を除く。）をする場合、<u>並びに事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第2号様式で知事の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>(3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令第<u>14</u>条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反し</p>

新	旧
<p>金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。</p> <p>(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。</p> <p>(5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることができること。</p> <p>(6) 補助事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならないこと。</p> <p>(7) 業務の実施において物品等を調達する場合は、「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする<u>こと</u>。</p> <p>(8) 補助事業の執行に際しては、<u>県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと</u>。</p> <p>(9) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない<u>こと</u>。</p>	<p>て使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <p>(4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。</p> <p>(6) 事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>(7) 業務の実施において物品等を調達する場合は、「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。</p>
<p>(概算払)</p> <p>第6条 この補助金は、知事が必要があると認めるときは、概算払をすることができるものとする。</p> <p>2 前項の規定に基づき、補助金の概算払いを受けようとするときは、別記第3号様式による概算払請求により知事に提出しなければならない。</p>	<p>(概算交付)</p> <p>第6条 この補助金は、知事が必要と認めるときは、概算払をすることができるものとする。</p> <p>2 前項の規定により、補助金の概算請求をしようとするときは、別記第3号様式によるものとする。</p>
<p>(補助事業等実績報告書)</p> <p>第7条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業完了後30日を経過した日又は3月31日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これによりがたい場合は、翌年度4月15日までに提出しなければならない。</p>	<p>(実績報告書)</p> <p>第7条 規則第11条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記第4号様式とし、事業完了後1ヶ月以内または3月31日までのいずれか早い日まで、<u>なお</u>、これによりがたい場合は、翌年度4月15日までに提出しなければならない。</p>
<p>(補助金の交付の決定の取消し及び返還)</p> <p>第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還</p>	

新	旧
<p><u>させることができる。</u></p> <p><u>(1) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。</u></p> <p><u>(2) 補助事業者又は補助事業の契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたととき。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則又はこの要綱の規定に違反したとき。</u></p> <p>(情報の開示)</p> <p>第9条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、<u>原則として開示するものとする。</u></p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成元年4月15日から施行し、平成元年4月1日から適用する。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成4年4月23日から施行し、平成4年4月1日から適用する。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成5年5月13日から施行し、平成5年4月1日から適用する。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成7年12月25日から施行し、平成7年10月1日から適用する。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成8年5月10日から施行し、平成8年4月1日から適用する。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成10年4月1日から施行。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成12年4月1日から施行。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成13年4月1日から施行。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成14年2月19日から施行し、平成13年4月1日から適用する。</p>	<p>(情報公開)</p> <p>第8条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条に規定する非開示項目以外の項目は、<u>開示を行うものとする。</u></p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成元年4月15日から施行し、平成元年4月1日から適用する。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成4年4月23日から施行し、平成4年4月1日から適用する。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成5年5月13日から施行し、平成5年4月1日から適用する。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成7年12月25日から施行し、平成7年10月1日から適用する。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成8年5月10日から施行し、平成8年4月1日から適用する。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成10年4月1日から施行。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成12年4月1日から施行。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成13年4月1日から施行。</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、平成14年2月19日から施行し、平成13年4月1日から適用する。</p>

新	旧
<p>(附則) この要綱は、平成 <u>15</u> 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(附則) この要綱は、平成 <u>21</u> 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>(附則)</u> <u>この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>(附則) この要綱は、平成 <u>15</u> 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(附則) この要綱は、平成 <u>21</u> 年 4 月 1 日から施行する。</p>

新

別表第1 (第3条、第5条関係)

1 区分	2 対象経費	3 基準額	4 補助金交付先
1 社会福祉協議会活動推進事業	高知県社会福祉協議会が実施する社会福祉活動を推進するために必要な次に掲げる経費  給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、使用料及び賃借料並びに役務費（通信運搬費及び手数料）	定額	社会福祉法人 高知県社会福祉協議会
2 福祉施設経営指導事業	福祉施設経営指導事業の実施に必要な次に掲げる経費  給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、使用料及び賃借料並びに役務費（通信運搬費及び手数料）	定額	

旧

別表... (第3条関係)

1 区分	2 対象経費	3 基準額	4 補助金交付先
1 社会福祉協議会活動推進事業	高知県社会福祉協議会が実施する社会福祉活動を推進するために必要な次に掲げる経費  給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）	定額	高知県社会福祉協議会
2 福祉施設経営指導事業	福祉施設経営指導事業の実施に必要な次に掲げる経費  給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）	定額	

新	旧
<p>別表第2（第5条、第8条関係）</p> <p><u>1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同乗第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。</u></p> <p><u>2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。</u></p> <p><u>3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。</u></p> <p><u>4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。</u></p> <p><u>5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。</u></p> <p><u>6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。</u></p> <p><u>7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。</u></p> <p><u>8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。</u></p> <p><u>9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。</u></p> <p><u>10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</u></p>	